

JIS

エネルギーマネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

JIS Q 50001 : 2019

(ISO 50001 : 2018)

(IAE/JSA)

令和元年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	榎 徹雄	東京都市大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 迹 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.10.20 改正：令和元.11.20

官 報 掲 載 日：令和元.11.20

原 案 作 成 者：一般財団法人エネルギー総合工学研究所

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2 新橋 SY ビル TEL 03-3508-8891)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文.....	1
1 適用範囲.....	3
2 引用規格.....	4
3 用語及び定義.....	4
4 組織の状況.....	10
5 リーダーシップ.....	11
6 計画.....	12
7 支援.....	15
8 運用.....	16
9 パフォーマンス評価.....	17
10 改善.....	19
附属書 A (参考) この規格の利用の手引.....	20
附属書 B (参考) JIS Q 50001:2011 と JIS Q 50001:2019 との対応.....	28
解 説.....	31

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人 エネルギー総合工学研究所 (IAE) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 50001:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

エネルギーマネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

Energy management systems—Requirements with guidance for use

0 序文

この規格は、2018年に第2版として発行された **ISO 50001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

0.1 一般

この規格の狙いは、組織が、エネルギー効率、エネルギーの使用及びエネルギーの使用量を含む、エネルギーパフォーマンスを継続的に改善するために必要なシステム及びプロセスの確立を可能にすることである。この規格は、組織のエネルギーマネジメントシステム (EnMS) の要求事項を規定している。EnMS を成功裏に実施することは、エネルギーパフォーマンスの改善の文化を支援する。その改善は、組織の全ての階層、特にトップマネジメントからのコミットメントにかかっている。多くの場合、このことは組織文化の変革を伴う。

この規格は、組織の管理下にある活動に適用される。この規格は、システムの複雑さ、文書化した情報の程度、利用可能な資源を含む、組織特有の要件に合わせて適用することができる。この規格は、EnMS の適用範囲及び境界の外にあるエンドユーザーによる製品使用には適用されず、また施設、設備、システム、又はエネルギー使用プロセスの範囲外の製品の設計にも適用されない。この規格は、EnMS の適用範囲及び境界内の施設、設備、システム又はエネルギー使用プロセスの設計及び調達に適用される。

EnMS の開発及び実施には、適用可能な法的要求事項及びその他の要求事項を満たしながら、エネルギー効率、エネルギーの使用、エネルギー使用量に関連するエネルギー方針、目的、エネルギー目標、及び行動計画が含まれる。EnMS は、組織が目的及びエネルギー目標を設定して達成し、エネルギーパフォーマンスを改善するために必要に応じて処置をとり、この規格の要求事項に対するシステムの適合を実証することができるようになっている。

0.2 エネルギーパフォーマンスのアプローチ

この規格は、エネルギーパフォーマンスを継続的に改善させることに焦点を当てた、体系的でデータ駆動型かつ事実に基づくプロセスの要求事項を示している。エネルギーパフォーマンスは、時間の経過とともに効果的かつ測定可能な結果を確実にするために、この規格で導入された概念に統合された重要な要素である。エネルギーパフォーマンスは、エネルギー効率、エネルギー使用及びエネルギー使用量に関連する概念である。エネルギーパフォーマンス指標 (EnPIs) 及びエネルギーベースライン (EnBs) は、組織がエネルギーパフォーマンスの改善を実証できるように、この規格が扱っている二つの相互に関連した要素である。

0.3 Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル

この規格に記載されている EnMS は、Plan-Do-Check-Act (PDCA) の継続的改善の枠組みに基づいてお